

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況

1 中小企業の経営支援に関する取組方針

社の都信用金庫は、「中小企業の健全な発展」「地域社会繁栄への奉仕」を経営理念に掲げ、地域の中小企業・零細企業及び地域住民の皆さまへの円滑な資金供給に努めてまいりました。また、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大の支援を通じて、「地域社会の発展のために設立された地元の信用金庫」としての原点に立ち、被災地への継続的な復興支援を行ってまいりました。さらに、「地方創生」に貢献していくことを目指すとともに、地域社会の持続的な成長・発展に向け、「地域に貢献し、地域とともに未来へ歩み続ける“もりしん”」を目指してまいります。

2 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

2007年よりビジネス・マッチングへの参画によるお取引先の販路拡大に向けた支援を継続しています。また2011年3月の東日本大震災により被災されたお取引先の復興再生及び中小企業金融円滑化法の期限到来による対策として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等外部機関との連携を図り、貸付条件の変更等によりお取引先の経営改善に向けた支援強化に努めてまいりました。

さらに、中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受けたほか、2025年4月から事業者支援の専担者を融資部に配置いたしました。今後もコンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大を支援してまいります。

3 中小企業の経営支援に関する取組状況

①創業・新規事業開拓の支援

信用保証協会及び宮城県、仙台市の創業支援関連制度融資の活用により、起業される方や創業間もない方を対象に創業時の資金繰りを支援しております。

【創業支援融資件数・実行金額】

15件 93百万円

②成長段階における支援

a.ビジネスマッチへの取組み

ビジネスマッチへの参画により、お取引先の販路拡大や経営課題解決に向けた支援に伴う信頼関係の向上を目指しています。2024年に開催された「ビジネスマッチ東北2024(東北地区信金協会主催)」では、当金庫のお取引先が合わせて35社出展しました。

また、東北地区27信用金庫が連携力を発揮した取引先企業の商品・サービス等の情報発信ウェブサイト「東北しんさんビジネスクラブ“笑談”.com」を活用し、他信用金庫の取引先とのマッチングのほか、信金中央金庫主催の中国・東南アジア越境ECを活用した販路支援施策として、EC市場の成長が著しい中国・東南アジア向けのフェアへの出展支援を行っております。

b.ABL(動産担保融資)の推進

中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた「出口戦略」における政策パッケージの公表による金融の円滑化を図るための新規融資の取組みとして、ABL(動産担保融資)に取り組んでおり、2025年3月時点で16件、561百万円の残高となっております。

外部評価機関トゥルーバグループホールディングス株式会社と業務委託基本契約を締結し、ABL手法のノウハウ習得に取り組んでおります。

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

a.お取引先に対するコンサルティング・経営指導等の提供

コンサルティング機能の発揮による経営改善支援策として、宮城県中小企業活性化協議会やみやぎ産業振興機構等の外部機関と連携しております。なお、引き続き資金繰り支援に加え事業再生支援にも取り組んでまいります。

b.経営支援能力の向上

事業再生支援に必要な知識を習得するため、活性化協議会等と連携してお取引先の事業再生計画を策定することでスキルアップを図っております。また、外部から専門講師を招いた研修会や外部機関との勉強会等を開催し、コンサルティング機能の強化に努めております。

c.DES(債務の株式化)、DDS(資本金借入金)の推進

新たな事業再生手法として、DDS(資本金借入金)の活用にも取り組んでおり、現在まで1件、35百万円を実行しております。

d.M&A仲介等

経営支援の一環として、高齢化社会を背景とした中小企業等の事業承継問題に取り組む、信金キャピタル株式会社並びに株式会社日本M&Aとの業務提携により、仲介業の取扱いをしております。

また、宮城県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携によるお取引先の事業承継に係る支援の取組みのほか、宮城県信用保証協会の事業承継関連制度を利用した取組みにも努めております。

4 地域の活性化に関する取組状況

①東日本大震災により被災されたお取引先の事業再生支援等

東日本大震災からの復興支援の一環として、2011年12月に信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社との共同出資により、被災地域で再生に取り組む中小企業を支援するためのファンド「投資事業有限責任組合しんさんの絆」を設立し支援を行いました。また、コロナの影響により事業運営に支障をきたしている事業者を対象としたファンド「しんさんの礎」を設立し、現在では物価高等の影響を受ける事業者も含め支援に向けた取組みを行っております。

②政府系金融機関及び宮城県信用保証協会との業務連携

2014年10月2日 株式会社日本政策金融公庫と覚書締結

2015年1月19日 株式会社商工組合中央金庫と覚書締結

2017年8月25日 宮城県信用保証協会と覚書締結

2021年6月10日 株式会社商工組合中央金庫と「シンジケート

ローン業務」及び「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」の締結

地域の中小企業の金融ニーズに対して、「地域金融機関」と「公的金融機関」「公的保証機関」の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、これまで以上に地域経済の活性化に貢献してまいります。

③その他、地域経済の活性化対策としての取組事例

i) 地場産業の支援、新事業・業種転換を目指す企業に対する支援

TKC経営者ローン

創業支援融資

ii) 再生可能エネルギー買取制度を利用した融資

iii) 地公体等とのタイアップ事業

塩竈市・多賀城市・塩釜商工会議所及び多賀城・七ヶ浜商工会と地方創生に関する包括連携協定締結

iv) 東日本大震災関連

地域企業支援(震災復興特別資金)融資

災害復旧対策融資

上記ローバー融資の推進により、地域金融の円滑な資金提供に取り組んでおります。

▶▶ 地域金融円滑化への取組みについて

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど課題解決型金融の実践に努め、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいりました。

従いまして、中小企業金融円滑化法終了後も、お取引先の皆さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合には、

これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいりますので、何なりと気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

今後も、地域の中小企業及び個人のお客さま方のご要望に積極的に応えし、地元の発展に繋がるよう努めてまいります。

▶▶ 貸付の条件変更等の実施状況 [2025年3月末時点]

(単位:件)

	申 込	実 行	謝 絶	審査中	取下げ
【中小企業者向けご融資】	10,957	10,453	269	3	232
【住宅資金ご融資】	414	333	44	0	37

(注) 1.公表した計数は、法施行日(2009年12月4日)から2025年3月31日までの対応状況を集計しております。
2.件数は「債権単位」で集計しております。
3.「申込」とは、お客さまから書面又は口頭により承った「貸付条件変更等の申込」を集計しております。
4.「謝絶」には、「みなし謝絶」(継続審査中であるが、受付日から3カ月を経過した案件)が含まれております。

▶▶ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策

定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて取り組んでまいります。具体的には以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断いたします。その過程において、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を十分に行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合には、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融

資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行います。その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重の経営者保証は求めないこととします。例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて十分に検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	1,085件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	62.57%
保証契約を解除した件数	22件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

本部ご相談窓口

ご返済計画見直し等に係るご意見・ご要望・苦情相談等
【融資部】0800-800-9002 (フリーダイヤル)

受付時間は午前9時から午後3時までです。(当金庫の窓口休業日は除きます)